

各関係団体事務局長 様

平成28年熊本地震の発生に伴う被災地の社会福祉施設等に対する介護職員等
の応援派遣の開始等について

このことについて、厚生労働省から別紙のとおり通知がありましたので、御承知願います。
また、厚生労働省から施設職員の派遣可否の照会（3回目）があり、次の対象施設（遺立施設
及び政令市・中核市が所管する施設を除く）に対し、7月中に被災地の社会福祉施設等への派遣
が可能な介護職員等について振興局を通じて報告をお願いしておりますので、お知らせします。

記

1 対象施設

高齢者関係施設、児童・母子関係施設、障害児・者関係施設、生活保護関係施設

2 報告方法及び期限

対象施設において7月中に派遣可能な介護職員等がある場合は、当該施設から振興局を通じて平成28年6月16日（木）までに報告をお願いしています。

3 留意事項

在宅系の事業所（訪問介護事業所、訪問看護事業所等）から登録いただいた方は、社会福祉施設等（福祉避難所を含む）だけではなく、一般避難所に避難している要介護・支援の高齢者や障がい者等の支援などに携わっていただくこととなる可能性があります。

4 今回の調査後の対応

(1) 派遣決定時の報告

今回の調査で、派遣可能と報告のあった施設（登録施設）に対し、熊本県が派遣調整業務を依頼している熊本県社会福祉協議会等の関係団体から、派遣要請があり、介護職員等を派遣することが決まった場合は、速やかに振興局を通じて報告いただくよう周知します。

(2) 派遣に関する協定

派遣が決まった場合は、派遣に係る活動経費の負担等を明確にするため、道と派遣元施設との間で、派遣に関する協定を締結する予定です。

(3) 介護職員等の派遣に係る費用の取扱い

ア 人件費について

介護職員等の派遣要請を行う被災地の社会福祉施設等が、介護サービス費、自立支援給付又は措置費（運営費）から支払うことを原則とします。金額及び精算方法等については、派遣元施設と派遣要請施設間の協議により決定することとなり、派遣要請施設の当面の負担を軽減するため、派遣元施設が立替払することを原則とします。

イ 旅費及び宿泊費について

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設が北海道を通じて熊本県に請求し、精算することとなり、派遣元施設が立替払することを原則とします。

法人運営グループ 担当：山田
電話011-231-4111内線25-205
FAX 011-232-1097